令和５年４月４日

指定旧供給地点小売供給約款変更の認可について

近畿経済産業局長から、髙橋商事株式会社（法人番号：２１３０００１０３６７８８）による電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号。以下「改正法」といいます。）附則第３０条第１項の規定による指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可申請に関する、改正法附則第３６条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（２０１７０３２９資第５号。その後の改正を含みます。以下「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

（別紙）

官　　印　　省　　略
２０２３０３２０近畿第１０号
令 和 ５ 年 ３ 月 ２ ９ 日

近畿経済産業局長　殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款変更の認可について（回答）

令和５年３月１７日付け２０２３０３１６近畿第９号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可の申請については、認可することに異存はありません。